

# 日野市子ども条例

(親又は親に代わる保護者の責務)

第6条 親又は親に代わる保護者(以下「親など保護者」といいます。)は、子どもの成長を見守り、子どもを育成することに最も重要な責任があることを自覚するとともに子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利の保障、擁護と子どもの健全な育成に努めなければなりません。

2 親など保護者は、前項の責務を果たすために、次に掲げる役割を担うものとします。

- (1) 養育している子どもに虐待、養育放棄、精神的苦痛を与える行為などを行わないこと。
- (2) 家族のふれあいを通じて、心のかような温かい家庭をつくること。
- (3) 子どもの成長、養育に必要な生活条件を整えること。
- (4) 発達状況に応じて、子どもが適切な生活習慣、社会的なルール、思いやりなど豊かな情操を身に付けながら成長することができるように深い愛情と責任をもって助言、支援、指導すること。
- (5) 親など保護者の意見や考えを一方向的に押し付けるのではなく、子どもの思いをくみ取るよう努めること。